

A 2 - 1 3

5 年 保 存 ( 常 )  
(令和11年12月31日まで)

F N . A 2 - 6 - 0

鹿 総 第 7 6 号

鹿 務 第 3 8 9 号

鹿 会 第 6 5 号

鹿 情 第 6 6 号

鹿 生 企 第 8 7 号

鹿 刑 企 第 8 1 号

鹿 捜 一 第 7 1 号

鹿 交 企 第 9 1 号

鹿 交 指 第 3 1 号

鹿 公 第 3 6 号

令 和 6 年 3 月 1 5 日

各 部 長  
各 参 事 官 殿  
各 所 属 長

本 部 長  
担当 被害者支援係 TEL [REDACTED]

鹿児島県警察死傷者多数事案発生時における被害者支援実施要領の改正について（通達）

見出しのことについては、「鹿児島県警察死傷者多数事案発生時における被害者支援実施要領の改正について（通達）」（令和5年3月17日付け鹿総第20号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、このたび、警衛警備対策課廃止に伴い、特別支援要員の人員見直しを行い、別添のとおり鹿児島県警察死傷者多数事案発生時における被害者支援実施要領を改正したので、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、この通達は令和6年3月25日から施行し、旧通達は令和6年3月24日限り廃止する。

## 別添

### 鹿児島県警察死傷者多数事案発生時における被害者支援実施要領

#### 第1 目的

この要領は、死傷者が多数に及ぶ事案が発生した際、当該事案の発生場所を管轄する警察署（以下「発生署」という。）及び高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）の指定被害者支援要員のみでは適切な被害者支援業務を行うことが困難となることに鑑み、当該事案発生直後、速やかに被害者支援本部を設置し、あらかじめ指定された各所属の支援要員（以下「特別支援要員」という。）を招集して組織的かつ総合的な被害者支援業務を行うことを目的とする。

#### 第2 対象事案

この要領における対象事案については、多数の死傷者を伴い、発生した場所を管轄する発生署又は高速隊の指定被害者支援要員のみでは対応できないと警察本部長（以下「本部長」という。）が認めた事件・事故とする。

#### 第3 特別支援要員の指定等

##### 1 特別支援要員の推薦

###### (1) 本部各所属

各所属長は、別表の特別支援要員差出区分に基づき、警部補の階級にある警察官又は同相当職の一般職員（以下「警部補等」という。）の中から、被害者支援の推進に適任と認められる者を特別支援要員に推薦するものとする。ただし、所属の事情により、やむを得ず警部補等を推薦することができないときは、巡査部長の階級にある警察官又は同相当職の一般職員（以下「巡査部長等」という。）を推薦するものとする。

###### (2) 各警察署及び高速隊

「鹿児島県警察指定被害者支援要員制度実施要領の改正について（通達）」（平成29年12月22日付け鹿相第152号ほか。以下「支援要員通達」という。）により、あらかじめ指定されている自所属の指定被害者支援要員の中から、別表の特別支援要員差出区分に基づき、警部補等を推薦するものとし、やむを得ない事情がある場合は、巡査部長等を推薦するものとする。

##### 2 特別支援要員の報告

各所属長は、特別支援要員を推薦したとき、又は異動その他の理由により特別支援要員の解除申請をするときは、「特別支援要員推薦・解除簿」（別記第1号様式）により、総務課長を経由して本部長に報告するものとする。

##### 3 特別支援要員の指定及び指定書の交付

本部長は、各所属長から推薦がなされた者を特別支援要員に指定し、「特別支援要員指定書」（別記第2号様式）を交付するものとする。

なお、指定書の交付事務等については、総務課長が行うものとする。

##### 4 特別支援要員の把握等

総務課被害者支援室（以下「支援室」という。）においては、指定を受けた特別支

援要員に関し、「特別支援要員名簿」(別記第3号様式)に登載し、また、特別支援要員を解除するときは、特別支援要員名簿から削除するなどして特別支援要員を把握し、その管理を行うものとする。

なお、本名簿については、原則、定期人事異動後に各所属に通知するものとする。

#### 第4 特別支援要員の派遣等

##### 1 特別支援要員の派遣要請

対象事案を認知した発生署の長及び高速隊の長(以下「発生署長等」という。)は、「特別支援要員派遣要請書」(別記第4号様式。以下「要請書」という。)を作成し、直ちに、総務課長を通じて本部長に死傷者多数事案の発生を報告し、特別支援要員の派遣を要請するものとする。ただし、急を要する場合は、電話等により派遣要請を行い、事後速やかに要請書を作成して報告等するものとする。

##### 2 派遣の決定

本部長は、発生署長等から特別支援要員の派遣要請を受け、発生地、事件の規模、社会的反響等を勘案し、組織的な被害者支援を行うべきと認めたときは、特別支援要員の派遣を決定するものとする。

##### 3 特別支援要員の派遣

本部長から、特別支援要員の派遣を命じられた所属長(以下「派遣元所属長」という。)は、直ちに特別支援要員を派遣させるものとする。この場合において、特段の事情により指定している特別支援要員を派遣することができない場合は、代替員を特別支援要員として推薦するものとする。

#### 第5 特別支援要員の運用等

##### 1 被害者支援本部の設置

本部長は、対象事案を認知し、特別支援要員の派遣が必要と認めたときは、「被害者支援本部」を設置するものとする。

##### 2 被害者支援本部要員の編成等

###### (1) 被害者支援本部要員の編成

被害者支援本部には、支援本部長以下、次の要員を置くものとする。ただし、犯罪被害者等の人数及び置かれた状況、事件の性質、態様等(以下「犯罪被害者等の状況等」という。)を考慮し、特に必要があると認めるときは、次の者以外に必要な要員を置くことができるものとする。

ア 支援本部長

イ 支援副本部長

ウ 本部連絡責任者

エ 現地責任者

###### (2) 被害者支援本部要員の指定

被害者支援本部要員については、次の者をもって充てる。

ア 支援本部長

　警務部長とする。

イ 支援副本部長

　発生署長等及び総務課長をもって充てる。

ウ 本部連絡責任者

総務課広報官、総務課理事官及び発生署の副署長又は次長、高速隊の副隊長をもって充てる。

エ 現地責任者

支援室の長をもって充てる。

(3) 被害者支援本部要員の任務

ア 支援本部長

支援本部長は、本部長の命を受け、被害者支援本部における被害者支援業務を掌握し、その運営を所管するとともに、被害者支援本部に属する全職員を統制するものとする。

イ 支援副本部長

支援副本部長は、支援本部長を補佐し、被害者支援本部の業務を整理するものとする。

ウ 本部連絡責任者

本部連絡責任者は、被害者支援本部の運営を円滑に行うことができるよう、必要な助言、指導及び後方支援その他必要な業務を行うものとする。

エ 現地責任者

現地責任者は、支援本部長及び支援副本部長を補佐するとともに、派遣された特別支援要員の長として、現場における被害者支援業務を統括するものとする。

(4) 補助者の指定

支援本部長は、被害者支援本部の運営上必要があると認めるときは、派遣された特別支援要員の中から(2)の各要員に必要な補助要員を置くことができるものとする。

3 特別支援要員の班編成等

(1) 班編成

被害者支援本部には、おおむね、派遣された特別支援要員からなる次の班を編成して被害者支援業務に当たるものとする。ただし、犯罪被害者等の状況等を考慮し、次の班以外に必要な班を編成し、又は次の班を設置しないことができるものとする。

ア 総括班

イ 被害者支援班

ウ カウンセリング班

エ 特命支援班

(2) 班の指定及び任務

ア 総括班

(ア) 総括班長

総括班の長（以下「総括班長」という。）は、総務課の警部の階級にある警察官又は同相当職員の一般職員及び発生署の警務課長（警務会計課を置く所属にあっては警務担当課長代理）又は高速隊の庶務担当者を充て、現地責任

者を補佐し、編成する班を総括する。

また、総括班長には、特別支援要員の中から補助する者を付すことができるものとする。

(1) 総括班

総括班は、各班が行う被害者支援を円滑に行うことができるよう、各班員、捜査員及び他機関・団体との連携・調整、装備資機材の調達・管理、各種指示事項に関する記録の作成等、総括班長指示の下、被害者支援本部の庶務を行うものとする。

イ 被害者支援班

被害者支援班は、各班警部補等を長とする二人一組の班とし、被害者支援業務に当たるものとする。

なお、被害者支援業務及び被害者支援業務上の配意事項については支援要員通達第6に規定するとおりである。

ウ カウンセリング班

カウンセリング班は、県警察内の臨床心理士と特別支援要員一人を一班として運用するものとし、犯罪被害者等へのカウンセリングや精神科医師、心療内科医師及び小児科医師などの専門家への連絡、調整等の業務に当たるものとする。

エ 特命支援班

特命支援班は、警部補等を長とする二人一組の班とし、現地責任者指揮の下、下命された被害者支援業務に当たるものとする。

(3) 支援活動の記録化

特別支援要員は、自己が割り当てられた各班の組ごとに、犯罪被害者等からの意見・要望、支援活動結果について支援活動日ごとに「特別支援要員活動メモ」(別記第5号様式)を作成して記録化しておくものとし、その後の支援活動に、活用するものとする。

なお、支援活動が深夜に及ぶなどして作成できなかったときは、前日の支援活動の総評を兼ねて、翌日速やかに作成するものとする。

(4) 犯罪被害者等の状況に応じた班編成

支援本部長は、特別支援要員の班編成及び配置する班員について、犯罪被害者等の状況等に鑑み、都度検討を行うこととし、合理的かつ効率的に被害者支援業務を遂行するよう努めるものとする。

第6 被害者支援本部の運営等

支援本部長は、次に掲げる事項につき、被害者支援本部要員に周知させるとともに、被害者支援本部の組織的かつ効率的な運営に努めなければならない。

1 下命事項の周知徹底

下命した事項については、必ず復命させ、被害者支援業務の円滑な実施を図るものとする。

2 支援状況の記録化

被害者支援本部における日々の体制及び犯罪被害者等への支援結果については、

次の書類に記録するものとする。

- (1) 被害者支援本部体制表（別記第6号様式）
- (2) 被害者支援本部日誌（別記第7号様式）

### 3 支援会議実施要領

- (1) 支援会議の開催

支援本部長は、犯罪被害者等の現状を集約して分析し、分析結果その他下命事項を確実に周知させるための会議（以下「支援会議」という。）を開催し、又は開催させるものとする。

- (2) 支援会議開催時の留意事項

支援会議は、各班が行った支援実施結果、犯罪被害者等の状況その他必要な情報共有を図ることを目的として行うものであり、一律定刻に開催するのではなく、弾力的な開催に努め、また、全ての班員が様々な観点から意見を述べることができるような雰囲気の醸成を図るとともに、特別支援要員が被害者支援業務を完遂することができるよう、その士気の高揚を図ることにも留意しなければならない。

- (3) 会議録の作成

支援会議を開催した場合、総括班長又は総括班長付けの補助要員は、支援会議の結果について「会議録」（別記第8号様式）を作成するものとし、支援会議における指示事項等を記録しておくものとする。

### 4 被害者支援本部の設置期間等

被害者支援本部設置期間及び特別支援要員の派遣期間は、原則、被害者支援本部を設置した日から1週間とする。ただし、犯罪被害者等の状況等を踏まえ、延長又は短縮することができるものとする。

### 5 被害者支援本部と捜査本部の連携

被害者支援本部及び犯罪捜査規範施行細則（平成29年鹿児島県警察本部訓令第21号）に規定する「捜査本部」とは、相互に必要な情報共有を図るものとする。

特に、「鹿児島県警察被害者連絡実施要領の改正について（通達）」（令和5年12月12日付け鹿刑企第137号ほか）に規定する「被害者連絡責任者」との情報共有は綿密に行うものとし、被害者支援業務が適切に行われるよう努めなければならない。

### 6 被害者支援本部の解散

本部長は、被害者支援本部による初期的被害者支援業務が終了したと認めたときは、被害者支援本部を解散するものとする。

### 7 運営上の留意事項

- (1) 秘密の保持

支援本部長は、支援本部の運営に当たり、把握・収集した情報等に関する秘密の保持が図られるよう努めなければならない。

- (2) 装備資機材等の確保

ア 発生署長等は、支援本部における被害者支援業務が円滑になされるよう、必要な装備資機材の確保に努めなければならない。

なお、初期時、発生署等で車両等の確保が困難な場合、派遣元所属長で確保し、特別支援要員に使用させるものとするが、この場合の調整は、支援室で行

うものとする。

イ 発生署長等又は派遣元所属長で準備する車両については、犯罪被害者等を乗車させる可能性に鑑み、可能な限り、外部から車内を視認できない車両を準備して使用せるものとする。

(3) 記録の保管

会議録その他本通達の規定に基づき作成した書類は、支援本部解散後、発生署等において3年間保管するものとする。

第7 教養訓練

総務課長は、特別支援要員に対し、必要な知識及び技術を修得させるための教養並びに訓練を行うものとする。

別表（第3の1関係）

警察本部		
部	課	指定要員数
警務部	警務課	2
	総務課	6
	会計課	2
	監察課	1
	厚生課	1
	情報管理課	2
	留置管理課	
	計	14
生安部	生活安全企画課	1
	地域課	2
	人身安全・少年課	2
	生活環境課	1
	サイバー犯罪対策課	1
	計	7
刑事部	刑事企画課	2
	捜査第一課	3
	捜査第二課	1
	組織犯罪対策課	2
	鑑識課	
	科学捜査研究所	
交通部	計	8
	交通企画課	1
	交通指導課	1
	交通規制課	1
	免許管理課	2
	免許試験課	1
	交通機動隊	1
警備部	高速道路交通警察隊	1
	計	8
	公安課	4
	警備課	1
	機動隊	2
	計	7
	警察本部要員合計	44

※警務部留置管理課、刑事部鑑識課及び科学捜査研究所は除く。

警察署	
署名	指定要員数
鹿児島中央	8
鹿児島西	6
鹿児島南	7
指宿	2
南九州	2
枕崎	2
南さつま	2
日置	2
いちき串木野	2
薩摩川内	4
さつま	1
阿久根	2
出水	2
伊佐湧水	2
姶良	4
霧島	5
曾於	2
志布志	3
肝付	2
鹿屋	5
錦江	1
種子島	2
屋久島	1
奄美	4
瀬戸内	1
徳之島	1
沖永良部	1
計	76

	要員人数
警察本部	44
警察署	76
計	120

別記

第1号様式（第3の2関係）

1年未満保存  
(年月日まで)

F N . A 2 - 6 - 0

号外

年月日

本部長 殿

長

## 特別支援要員推薦・解除簿

次の者を特別支援要員  に推薦する。  
 から解除する。

フリガナ		職員番号	
氏名		階級	
生年月日 (性別) (年齢)	年月日生 (男・女) (歳)	現係名 (警電)	(警電)
住所		自宅電話	
		携帯電話	
各種資格 特技等			
過去の特別支援要員指定の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

- 1 チェックボックス（□）は、■又はレ点とすること。
- 2 指定被害者支援要員の解除時は、氏名及び生年月日のみ記載すること。

第2号様式（第3の3関係）

## 特別支援要員指定書

(氏名)	(現官職)
------	-------

特別支援要員に指定する。

年 月 日

指定者

鹿児島県警察本部長

第3号様式(第3の4関係)

## 特別支援要員名簿

年月日現在

番号	所属	係名	階級	氏名	生年月日	指定年月日	備考
			<input type="checkbox"/> 警部補等 <input type="checkbox"/> 巡查部長等				
			<input type="checkbox"/> 警部補等 <input type="checkbox"/> 巡查部長等				
			<input type="checkbox"/> 警部補等 <input type="checkbox"/> 巡查部長等				
			<input type="checkbox"/> 警部補等 <input type="checkbox"/> 巡查部長等				
			<input type="checkbox"/> 警部補等 <input type="checkbox"/> 巡查部長等				
			<input type="checkbox"/> 警部補等 <input type="checkbox"/> 巡查部長等				
			<input type="checkbox"/> 警部補等 <input type="checkbox"/> 巡查部長等				
			<input type="checkbox"/> 警部補等 <input type="checkbox"/> 巡查部長等				
			<input type="checkbox"/> 警部補等 <input type="checkbox"/> 巡查部長等				

・ チェックボックス(□)は、レ点又は■とすること。

第4号様式（第4の1関係）

1年未満保存  
(年月日まで)

F N . A 2 - 6 - 0

号外  
年月日

長

本部長 殿

特別支援要員派遣要請書

事件名				
事件概要	発生年月日	年月日		
	発生場所			
	被害者	住所		
		職業		
		氏名		
		生年月日	年月日生(歳)	
	外人(犯罪被害者等人数人)			
	被疑者	<input type="checkbox"/> 判明 · <input type="checkbox"/> 不明		
	事件の概要			
派遣要請要件	<input type="checkbox"/> 死者5人以上、死傷者10人以上の事案 <input type="checkbox"/> 所属の指定被害者支援要員では対応不可			
派遣を必要とする理由				
派遣要請人数	人	所属指定被害者支援要員数	人	
車両準備数及び車両要請の有無等	自 所 属 準 備 台 数 台			
	車両要請の有無		有( )台 · 無	

## 第5号様式（第5の3(3)関係）

## 特別支援要員活動メモ

(No. )

班名		組	
班員名	責任者		

支援対象者名			
連絡先（電話番号）	(自宅) (携帯)		
支援（聴取）年月日時	年 月 日	午前・後	時 分から
支援（聴取）場所	<input type="checkbox"/> 支援対象者方 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )		
支援（聴取）事項	支援（聴取）結果【支援対象者の反応等】		
1 怪我の程度・負傷部位 入退院 等	(判明している範囲で)		
2 家族構成 ・人定事項 ・電話番号 等			
3 今後の連絡窓口者	続柄【 】電話番号【 】		
4	支援内容	支 援 内 容 等	
(1)	<input type="checkbox"/> 救護、事情聴取等 <input type="checkbox"/> 病院への付添い等 <input type="checkbox"/> 証拠資料の採取・補助 <input type="checkbox"/> 証拠資料の押収、還付等 <input type="checkbox"/> 捜査書類の作成・補助 <input type="checkbox"/> 実況見分等の付添い <input type="checkbox"/> 「被害者の手引き」の交付 <input type="checkbox"/> 被害者連絡 <input type="checkbox"/> 公費負担制度の教示 <input type="checkbox"/> 関係機関への連絡・調整等 <input type="checkbox"/> 部内カウンセリング <input type="checkbox"/> その他		
(2)	被害者からの意見・要望、相談		
(3)	その他（被害者の言動、引継事項等）		

1 該当するチェックボックス（□）に、■又はレ点を付すこと。

2 本用紙は、支援対象者ごとに作成すること。

第6号様式（第6の2(1)関係）

被 告 者 支 援 本 部 体 制 表

支 援 本 部 長		支 援 副 本 部 長		年 月 日 ( 曜 日 ) : 天 气 【 ] 第 日 目											
(□付)		(□付)		場 所 【 ]											
支 援 連 絡 責 任 者 (□付)		現 地 責 任 者 (□付)		總括班長 付(指揮印)											
組	班名	班長名(所屬) 班員名(所屬)	支 援 事 項	使 用 車 両番号	班長名(所屬) 班員名(所屬)	支 援 事 項	使 用 車 両番号								
1					18										
2					19										
3					20										
4					21										
5					22										
6					23										
7					24										
8					25										
9					所 屬・階 級 別 人 員			備 考							
10					所 屬	警 察 上	警 視		警 部	警 部 捕	同 相 自 捕	近 受 錄	同 相 当 捕	其 他	計
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17					合 計										

(用紙 日本産業規格A3)

第7号様式（第6の2(2)関係）

その1

決裁欄	A	B	C	D	E	F	G	H

被　害　者　支　援　本　部　日　誌

年　月　日（曜日）：天候　（第　日目）								
下命・指揮事項								
支援方針								
支援記録	班	支援員	支 援 事 項	支援結果（末尾に、支援開始・終了時刻を記載すること。）				
その他								

決裁の「A」欄については、支援本部長等への報告時、同欄に押印を受けるものとし、以下、決裁欄に基づき押印を受けるものとする。

その2

班	支援員	支 援 事 項	支援結果（末尾に、支援開始・終了時刻を記載すること。）
支 援 記 録			

本様式は、その1の継用紙として用いるものとする。

### 第8号様式（第6の3(3)関係）

その1

決裁欄	A	B	C	D

## 會議錄

会 議 内 容 要 旨	年	月	日 (曜日)	天氣	: 第	目
	記 事					

決裁の「A」欄については、支援本部長へ報告する際、同欄に押印を受けるものとし、以下、決裁権に基づき押印を受けるものとする。

その 2

記事

本様式は、その 1 の継用紙として用いるものとする。